

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	笹徳印刷株式会社			コード	3958
提出日	2025/9/11	異動（予定）日	2025/9/25		
独立役員届出書の提出理由	2025年9月25日開催の定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	友添 雅直	社外取締役	○							△								有
2	柴田 和範	社外取締役	○								△							有
3	村瀬 桃子	社外取締役	○													○		有
4	山田 雄一郎	社外取締役	○													○		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	友添雅直氏は、トヨタ自動車株式会社の業務執行者でありました。同社は当社の主要な得意先であり継続的に取引をしておりますが、退任（2012年6月）から長年経過していることから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	友添雅直氏は、長年にわたり企業経営者としての経験を有しております。企業経営に関する豊富な経験とグローバルな見識を活かし、取締役会の監督機能強化への貢献および幅広い経営的観点からの助言をいただくため、社外取締役に選任しております。また、同氏には、指名報酬等諮問委員会の委員として当社の役員候補者の指名や役員報酬等の決定等に対し、客観的・中立的立場から関与していただいております。また、同氏と当社との間では特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
2	柴田和範氏は、当社取締役就任前に顧問税理士契約を締結しておりますが、2007年9月に解約しております。また、その報酬は多額の金銭その他の財産に該当するものではないことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	柴田和範氏は、社外役員となること以外の方法で直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務および会計や税務に関して豊富な知識と経験を有しており、取締役会の監督機能強化への確かな助言、監督を行っていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、指名報酬等諮問委員会の委員長として当社の役員候補者の指名や役員報酬等の決定等に対し、客観的・中立的立場から関与していただいております。また、同氏と当社との間では特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
3	該当状況はありません。	村瀬桃子氏は、社外役員となること以外の方法で直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会の監督機能強化への確かな助言、監督をおこなっていただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏には、指名報酬等諮問委員会の委員として当社の役員候補者の指名や役員報酬等の決定等に対し、客観的・中立的立場から関与していただいております。また、同氏と当社との間では特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
4	山田雄一郎氏は、当社代表取締役会長杉山卓繁氏の三親等以内の親族であります。また、同氏は株式会社トリプルアイズの代表取締役であります。当社グループは株式会社トリプルアイズとの間で業務のDX化における取引関係がありますが、その取引額は双方において連結売上高の0.1%未満と極めて僅少であることから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	山田雄一郎氏は、株式会社トリプルアイズの代表取締役として企業経営やAIに関する豊富な知識と経験を有しております。これらの経験・知識に基づく客観的な観点から、当社のDX推進及び企業経営全般の助言をいただくため、社外取締役に選任しております。また、同氏と当社との間では特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。